

事務連絡
令和5年3月3日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県施設主管課
各指定都市施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課
附属学校を置く各国公私立大学施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

消費者安全法第33条の規定に基づく意見等を踏まえた学校施設等の安全確保について

この度、学校の施設又は設備による事故等について、消費者安全調査委員会から文部科学大臣に対し消費者安全法第33条の規定に基づく意見具申がありました。

については、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見等について（周知）」（令和5年3月3日付け4文科教第1685号通知）の内容を踏まえ、必要に応じて、学校安全担当主管課等と連携を図り、学校の施設又は設備による事故等の防止に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県施設主管課におかれては域内の市区町村施設主管課に対し、各都道府県私立学校施設主管課におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対し、附属学校を置く各国公私立大学施設担当課におかれては所轄の附属学校に対して周知するようお願いいたします。

【本件問合せ先】

（学校施設の安全確保について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 指導第二係
電話：03-6734-2292（直通）、E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（学校におけるスポーツ施設等の安全確保について）

スポーツ庁参事官（地域振興担当） 施設企画係
電話：03-6734-3773（直通）、E-mail：stiiki@mext.go.jp